

(別紙) 審査基準表

評 価 基 準		評価者
(1) 見積金額 (30点)		事務局
30点	見積金額が妥当な金額であるかを検討する。 ※見積金額が提案上限金額を超えている場合は、失格とする。	
(2) 業務の推進体制 (250点)		審査委員
ア 従事者等の安定的な確保及び業務集中・緊急時への対応		
40点	業務実施には人材確保が必須となるため、従事者が安定的に確保され、かつ業務集中時や緊急時にも人材を適切に配置できるかを判断する。	
イ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策		
40点	対象業務は、診療報酬明細書という機密性の高い個人情報を取扱うこととなるため、個人情報を適切に取扱っているか否かを判断する。 ※1人の委員でも当該評価点数が0点となった場合は、他の項目で優れた提案者であったとしても参加資格要件を満たさないため失格とする。	
ウ 診療報酬明細書点検の知識を高める研修		
20点	診療報酬明細書点検には高い知識と経験が求められるため、対象業務に従事する者に対して、どの程度研修の機会を設けているかを提案者の研修実施体制を評価することにより判断する。	
エ 診療報酬明細書点検効果向上の取組		
50点	高い点検効果を得るためには独自点検システムの導入など、より効率的・効果的な手法を活用していく必要があることから、提案者の点検効果向上の創意工夫について評価することにより判断する。	
オ その他診療報酬明細書点検業務に関する提案		
40点	診療報酬明細書点検効果向上の取組（上記エ）以外の業務において、業務の実施方法の具体性等で評価できるものがあるか判断する。	
カ 療養費支給申請書に係る内容点検・照会業務及び回答書との突合点検における点検（以下、「療養費支給申請書に係る点検等」という。）の知識を高める研修		
20点	療養費支給申請書に係る点検等に従事する者に対して、どの程度研修の機会を設けているかを提案者の研修実施体制を評価することにより判断する。	
キ 療養費支給申請書に係る点検等による効果向上の取組		
40点	高い点検効果を得るために、提案者の点検効果向上の創意工夫について評価することにより判断する。	

(3) 従事者等の内容点検・縦覧点検の業務経験		(30点)	事務局
30点	診療報酬明細書点検における内容点検・縦覧点検業務の従事予定者の点検業務履歴や医療事務等の資格の有無を確認し、専門的な知識を有し、かつ経験の豊富な人材を適切に配置できるかを判断する。		
(4) 地方公共団体または保険者での実績及び経営状況		(40点)	事務局
ア 診療報酬明細書点検における過去の業務実績について			
20点	診療報酬明細書点検の業務委託にあたり、地方公共団体や保険者での当該業務受託実績について判断する。		
イ 療養費支給申請書に係る点検における過去の業務実績について			
10点	療養費支給申請書に係る点検の業務委託にあたり、地方公共団体や保険者での当該業務受託実績について判断する。		
ウ 会社経営の安定性			
10点	当該業務の委託にあたり、安定した会社経営を行っているか判断する。		